

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八幡浜市長、八幡浜市議会議長、八幡浜市教育委員会、八幡浜市公平委員会、八幡浜市代表監査委員、八幡浜市農業委員会、八幡浜市水道事業管理者、市立八幡浜総合病院開設者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.1%
全職員	60.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	98.4%
26～30年	97.8%
21～25年	93.9%
16～20年	94.0%
11～15年	87.8%
6～10年	101.1%
1～5年	97.9%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」区分には女性職員が存在しないため「—」で表示している。
- ・医療職給料表の適用を受ける職員のうち医師については、給与水準が高く、当該職員の性別が一方に偏っているため、本集計の対象外としている。
- ・扶養手当及び住居手当については、主たる生計維持者である男性職員に支給する 경우가多く、男女の給与の差異が生じる要因の一つとなっている。
- ・相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（暫定再任用職員や会計年度任用職員等）の性別ごとの割合は、男性12.0%、女性88.0%と女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。